

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **木島平村** (都道府県: **長野県**)  
 本事業の担当部局名 **産業企画室 移住定住推進係**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	木島平村結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 2 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本村においては、平成14年度に29件あった婚姻数が令和元年度は4件となり、出生数も40人から16人に減少し、少子化が顕著となっていることから、令和5年度に「少子化対策推進部会」を立ち上げて、庁内で総合的な取り組みの検討を始めたところである。その中で、村内の29~44歳の未婚者に対して行った調査では「行政に望む支援策」として「結婚新生活のための金銭的支援」を希望する回答が、住環境の整備(賃貸物件の充実)、雇用の場の確保に次いで3位の結果となった。このことから、経済的不安から結婚に踏み切れない若年層に対しての金銭的な支援が必要であると推測できる。		
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 「木島平村人口ビジョン」において基本目標のうちの一つとして③子育て環境の充実と安心安全・健康長寿のまちづくりを掲げており、そのための具体的な施策として「結婚支援体制の強化」を掲げている。結婚を希望している若者が経済的な理由から結婚をあきらめないための取り組みが、子どもをほしいと望む夫婦が理想とする子ども数を生み育てられるための対策につながる。 <本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対しての補助を行うもの。		
個別事業の内容	<b>1. 概要</b>		
	<b>【補助対象要件】</b>		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<b>【補助上限額】</b>		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
<b>【対象費目】</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
<b>【継続補助】</b>			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 <b>【その他独自要件】</b>			

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち					
ともに29歳以下	1	世帯			
その他	1	世帯			

【世帯数積算根拠】

令和4年度 ともに29歳以下2世帯  
 令和5年度 令和4年度の継続補助1世帯

ともに29歳以下 申請見込1世帯  
 その他(39歳以下) 申請見込1世帯

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>							
(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円 =	600,000	円
(その他)	1	世帯	×	300,000	円 =	300,000	円
				(継続補助)		0	円

<積算>	左記上限額のとおり
------	-----------

3. 広報の実施予定

チラシの印刷(2,000部)を行い、村の広報誌への折込や役場窓口等で配布を行う。  
 村のHPや公式LINEでの広報を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		将来結婚したいと思う人の割合		%	68 (令和8年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.6 (平成29年)	
	婚姻件数		件	8件 (令和4年度)	
婚姻率			1.8 (令和4年度)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	0
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	50	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7					
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産事業者に対し、チラシの配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。  
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題  
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け  
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。